

韓国知的財産ニュース 2014年8月後期

(No. 277)

発行年月日：2014年9月11日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、8月15日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 「創造経済の活性化に向けた金融革新の実践計画」の推進(8.26)

関係機関の動き

- 2-1 特許分析・技術検証にかかる時間を大幅に短縮(8.17)
- 2-2 韓国特許情報院、知的財産情報サービスを通じて創業を支援(8.18)
- 2-3 災害に備えて特許微生物に対する安全管理対策を大幅に強化(8.20)
- 2-4 特許庁、5,000億ウォン規模の創意資本の基盤作りへ(8.25)
- 2-5 畜産分野の国有特許、民間移転の活性化を推進(8.25)
- 2-6 特許庁、国内における知的財産権翻訳事業の活性化に向けて動き出す(8.25)
- 2-7 特許庁審査官、産業現場にもう一步近づく(8.27)
- 2-8 『EU特許指南本』の冊子を発行(8.28)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 サムスンも避けて通れなかった「ライセンス紛争」…中小企業は存亡の危機に(8.18)

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 中国、韓国商標出願が急増(8.21)
- 4-2 「特許+商標」を同時に審査するワンストップ・サービス(8.28)

その他一般

- 5-1 特許で予測する未来の軍事ロボット(8.21)
- 5-2 旅行アプリに関する特許出願が増加(8.22)

法律、制度関連

1-1 「創造経済の活性化に向けた金融革新の実践計画」の推進

韓国金融委員会(2014.8.26)

- ◆金融機関社員に対する制裁を「現在比90%以上」大幅に削減
- ◆銀行ごとに「革新性席を評価」して、評価ランクを国民に公開
- ◆技術金融の優秀銀行には「破格のインセンティブ」を付与
- ◆技術価値評価に基づいた「投資資金」を拡大
- ◆技術基盤の投資活性化に向けた「全部署間の協力システム」を構築
- ◆外務専門家で構成された客観的な Committee で「実践状況を定期的に点検」
⇒「速く」、「現場中心」に「国民が実感」できるように推進する計画

◇金融委員会(委員長シン・ジェユン)は、8月26日午前10時、青瓦台にて開かれた国民経済諮問会議で「創造金融の活性化に向けた金融革新の実践計画」を報告

□金融委員会は、この1年6カ月間、創造金融の「制度的なフレーム」を作り、初期成果の見える化に力を注いできたが、実体経済が期待する金融の役割と金融界の現状の間には大きな間隔が存在するという点を認識

○銀行界・技術企業関係者の懇談会、国民経済諮問会議などを通じて、金融の現場と関連の専門家から多様な意見を収集

□したがって、「創造金融の活性化に向けた金融革新の実践計画」として「現場における技術金融の拡散、ベンチャーキャピタルの市場育成、保守的な金融文化の革新」という3大実践計画を策定

創造金融の活性化に向けた3大実践計画

現場における 技術金融の拡散	ベンチャーキャピタルの 市場育成	保守的な 金融文化の革新
<ul style="list-style-type: none"> 銀行圏の技術信用貸出の活性化 技術価値評価の投資拡大 「技術基盤の投資活性化策」の策定(部処間の協業) 技術金融の優秀事例および成果の拡散 	<ul style="list-style-type: none"> 成長はしごファンドの役割強化 創業投資資金の拡大 成長・回収支援の活性化 資本市場の活力の回復 	<ul style="list-style-type: none"> 監督当局の過度な制裁慣行の改革 金融社内での人事上不利の撲滅 銀行革新制度の導入 事後摘発検査の慣行改善

□ 今回の創造金融実践計画の主な内容は以下のとおりである。

① 金融機関社員に対する制裁を「現在比 90%以上」大幅に削減

- 深刻な違法行為を除いては、監督当局が金融機関社員の個々人を制裁してきた慣行を廃止し、金融機関が自発的な懲戒を下すよう委任
- 時間的にずっと前に発生したミスや、故意・重過失なく手続きに従って取り扱った不良貸出は免責し、制裁対象から除外
- 銀行内でも規則違反・手続き上の欠陥がないミスについては、昇進対象からの除外やインセンティブの減額など、「人事上の不利益」を被ることのないよう、完全に免責

② 銀行ごとに「革新成績を評価」し、評価ランクを公開

- どの銀行が創造金融をリードしているか、銀行ごとに革新性を評価*し、その成績を報酬レベルと比べて国民に公開

*従来の健全性中心の経営実態評価(CAMEL-R)と別途に技術金融の力量、新市場開拓への取り組み、社会的責任の履行レベルなどを総合的に評価

⇒優秀銀行には政策金融の優先支援など、強力なインセンティブも提供

- また、銀行内部でも積極的な社員が人事・報酬などの面において優遇をもらうことができるように、成果評価システムを自発的に変更していくように誘導

③技術金融の優秀銀行には「破格のインセンティブ」を付与

- 技術金融の優秀銀行には「破格のインセンティブ」を付与し、成功例を拡散させることで、今後3年以内に技術金融の慣行が完全に定着するように推進

<技術金融の優秀銀行に対するインセンティブ付与策>

- ◇技術信用貸出の際、最大3%pの二次保全支援額を大幅に拡大(37.5億ウォン→100億ウォン、技術保証基金) ⇒ 年間4,300社に新規資金の供給および金利優遇策(見通し)
- ◇9.1から金融仲介支援貸出*(技術型創業支援、3兆ウォン)の支援対象にTCB評価企業を追加し、0.5%の低金利資金を銀行に供給(韓国銀行)
- ◇オン・レンディング方式の貸出の際、政策金融公社のリスク分担割合を上方修正(最大50%→60%)
※銀行界・技術企業関係者の懇談会などを通じて議論された内容を優先的に反映しており、追加的なインセンティブ付与策を持続的に検討

④技術価値評価に基づいた「投資資金」を拡大

- 下半期中、「技術価値評価の投資ファンド」を3,000億ウォン規模で設立し、成長はしごファンドの支援力量を技術金融のベンチャーキャピタルに一層集中
- 技術企業に投資した資金を円滑に回収することができるよう、知的財産や投資持分を買収するファンド*を4,700億ウォン規模で2倍以上拡大
*セカンダリ・ファンド(1,275億→2,675億ウォン)、知的財産回収ファンド(830億→2,000億ウォン)拡大

⑤技術基盤の投資活性化に向けた「全部署間の協力システム」を構築

- 科学・技術界と金融界が同じ目線で相互発展を図ることができるように、9月中を目処に未来部・産業部・特許庁など関係部署に係わるT/Fを構築

⇒部署間の協力課題*を推進し、「**技術基盤の投資活性化方案**」を策定

*主な協力案(例)：①金融機関の使用目的に合わせた技術評価モデルの開発、②政府調達事業および R&D 事業の遂行者を選定する際に TCB 評価書を活用、③技術評価の手数料にかかる負担を緩和、④部署間で技術評価情報の共有を拡大

⑥外部専門家で構成された客観的な Committee が「実践状況を持続的に点検」

- 数十年間累積してきた金融界の文化が変化しているかどうかを持続的に点検・評価することができるように、**外部専門家を中心に「金融革新委員会」**を構成

⇒銀行ごとに金融革新の成果を評価、金融監督の解説書・マニュアルを補完、制裁・免責の運営実態を点検するなど、**実践状況を持続的に点検・評価**

□今後の推進方向

○今後、創造金融の実践計画を「速く」、「現場中心」に「**国民が実感**」することができるように推進していく計画

⇒**全ての課題は即時施行・推進**し、課題の実践状況を点検・評価する「**金融革新委員会**」を9月中に構成

関係機関の動き

2-1 特許分析・技術検証にかかる時間を大幅に短縮

デジタルタイムズ(2014.8.17)

政府が国内技術を活用する機会と範囲を拡大すべく、ビッグデータを利用した国内外の技術分析システムを構築する。同システムが構築されれば、国内外の特許分析と技術商用化の検証にかかる時間とコストを削減できると見られている。

17日、関連業界によると、韓国科学技術情報研究院は「技術の活用機会および競争情報の分析に向けたビッグデータ・ソリューション」事業を年内に構築する予定だ。

同研究院は、国内技術を活用する機械の発掘と競争情報の分析サービスについて研究するためには、大量の情報を常時分析するシステムが必要との判断の下、同システムの

構築に乗り出した。同システムはビッグデータを活用し、大容量の非定型データ(特許、論文、ウェブなど)の保存と分析を並行する役割を担う。

これまで使用していたシステムは、個別サーバーと PC を連動して使用しており、膨大な比較データを分析するには資源があまりにも不足な状況だ。また、従来のデータ分析技術は関係型データベースに保存されている定型的なデータの分析用であり、特許・論文のような非定型データの保存および分析処理には適切ではない。そのため研究院は、定型・非定型データの収集、保存および分析に必要なビッグデータ分析のソリューションを確保することで、多様な技術情報の分析・研究の遂行が可能になると見ている。新たに構築されるシステムは USPTO 特許の 20 年分を保存し、ウェブを通じてアクセスして従来の特許データ分析を有効に行える形で立ち上げられる。定型データはもちろん、非定型データまで確保し、論文やウェブデータ、SNS データなども比較できるようになる。

研究院は「ビッグデータの分析技術を適用したビッグデータ分析のソリューションを構築することで、定型・非定型技術の比較が可能となる。ユーザインターフェースも改善し、国内技術を活用する機会の発掘と競争情報を分析することができれば、業部効率も高まると期待している」と述べた。

イ・ヒョングン記者

2-2 韓国特許情報院、知的財産情報サービスを通じて創業を支援

韓国特許情報院(2014. 8. 19)

公共データの公開による知的財産(IP)情報サービス産業の育成と IP サービスに関する創業支援に向けて韓国特許情報院と創業振興院が協力する。

特許庁傘下の IP 情報サービス専門機関である韓国特許情報院と創業支援事業・政策の担当機関である創業振興院が 19 日、大田市所在の創業振興院で特許情報の活用・創業活性化に向けた MOU を締結した。

今回の MOU は、創造経済および雇用創出に貢献すべく、IP 情報化分野の創業支援プログラムの発掘、IP 情報に関する産業育成支援など、IP 情報を活用した創業活性化の土台作りにその目的がある。

本 MOU により韓国特許情報院と創業振興院は、△IP を活用した創業支援共同事業の発掘、△IP 情報産業の育成支援策の相互共有、△人材養成および創業支援に向けた教育・

コンサルティング協力、△創業成功例の発掘および関連情報の公開、△産業財産権情報の提供など、両機関が有しているデータ交流・協力の推進に弾みをつける予定だ。

その一環として、韓国特許情報院は創業者のニーズに合わせて、特許情報ウェブサービス (KIPRISPlus) で提供する Open API およびバルクデータを無償支援するほか、特許庁の特許情報分析ツール (PIAS) のソース公開と分析技術を活用するよう支援するとしている。

あわせて、創業段階における特許出願方法、権利化獲得の手続きなどの教育と権利獲得の可能性、技術動向の把握などに向けた自主先行技術調査の教育プログラムも提供する。

韓国特許情報院のイ・テグン院長は「今回の MOU により、IP 情報を基にした効率的な創業支援が強化されると思う。今後、創業および雇用創出効果がさらに拡大すると期待している」と述べた。

両機関は 9 月から創業先導大学 (21 大学) を中心に公共データの活用説明会を開催し、創業に向けた特許情報活用戦略の紹介および支援策を創業予備軍に提供する予定だ。

2-3 災害に備えて特許微生物に対する安全管理対策を大幅に強化

韓国特許庁 (2014. 8. 20)

特許庁は、災害が発生した際に備えたリスク管理マニュアルの改編の一環として、特許微生物の寄託機関に保管されている特許微生物の毀損および流出事故が発生した際の対応マニュアルを大幅に改善するとともに、特許微生物寄託機関が備えるべき安全管理規定を新設することで、特許微生物に対する安全管理対策を強化した。

バイオ産業の中核的な結果物である特許微生物は、毀損された場合、当該微生物に関する発明の立証が難しく、特許紛争を招きかねない。外部に流出された場合は、遺伝子組み換え生物 (LMO) による深刻な環境問題につながるおそれがある。そのため、これまでの特許微生物寄託機関は、特許微生物の毀損などに備えた複製体保管施設を運営し、特許庁は寄託微生物が安全に保存・管理されているかを周期的に点検してきた。

しかし、客船沈没事故などをきっかけに火災・地震などの大型災害が発生した際、不十分な初期対応による特許微生物の毀損および流出に対する懸念が浮上し、こうしたリスクを最小化するために特許庁と特許微生物寄託機関の間でリスク管理共助システムを

さらに強化すべきだという指摘があった。

そこで特許庁は、特許微生物の毀損または流出事故が発生した際、複雑な上部報告システムや非専門家による対応により初期対応が遅延されたり、適切な対応措置が行われなかったりする問題点を解決するため、リスク管理マニュアルを改善した。まず専門家が適切な初期対応措置を行った後、上部に報告するという現場中心の対応システムを構築し、それと連携した特許微生物寄託機関の安全管理規定をまとめ、特許庁と特許微生物寄託機関間の共助システムを強化した。

また、特許微生物の毀損または流出時のリスク管理マニュアルと特許微生物寄託機関における安全管理規定の実効性を点検し、リスク対応力を向上すべく、1981年特許微生物寄託機関の運営が開始されて以来はじめて、災害発生時、特許微生物の毀損に備えた官民共同リスク対応訓練を6月24日から7月1日まで実施した。

特許庁と4カ所の特許微生物寄託機関が参加した今回の訓練は、特許庁のリスク管理マニュアルの実効性確保はもちろん、特許微生物寄託機関の担当者のリスク対応力を強化するとともに、機関間の共助訓練システムの基盤作りに貢献したと評価されている。

災害に備えた「特許微生物寄託機関の安全管理規定」は、国内外の関連機関でも有していない規定であり、日本の特許微生物管理・保存機関である日本特許庁・製品評価技術基盤機構(NITE)と韓国の一般微生物保存機関である研究素材中央センター(KNRRC)の要請により機関間協業のレベルで同内容を提供しているが、この安全管理規定が今後、国内外における微生物寄託機関のリスク管理に向けたガイドラインとして重要な役割を果たせると期待されている。

特許庁バイオ審査課のイ・ミジョン課長は「今後、機関間のリスク対応訓練を定例化し、乙支訓練や国内外機関との業務協調などを通じて、リスク管理マニュアルと特許微生物寄託機関における安全管理規定を持続的に補完する予定であり、特許微生物の安定的な保存とバイオ分野における知的財産権保護を強化していきたい」と述べた。

2-4 特許庁、5,000億ウォン規模の創意資本の基盤作りへ

電子新聞(2014.8.25)

産業通商資源部が来年まで計5,000億ウォン規模で進行中の「創意資本基盤造成事業」を特許庁に移管する。

25日、産業部と特許庁によると、創意資本基盤造成事業と事業の運用会社であるインテレクチュアル・ディスカバリー(ID)に対する運営権が産業部から特許庁に移管される。

これは、事業効率性の観点から考慮すると、知的財産(IP)政策分野において専門性を備えた特許庁に移管した方が望ましいという産業部の判断によるものだ。これで当初の計画上、来年中に終了する予定だった同事業は、特許庁が締めくくりを担当することになった。

創意資本基盤造成事業は、国内企業が海外に進出する際、外国企業の特許攻勢に戦略的な対応ができるよう、IP基盤の構築およびIPビジネスの活性化に向けて2001年に立ち上げられた。事業運用機関として設立されたIDは、政府出捐金と民間資金を集めて創意資本資金を結成し、企業・大学・出捐研などが保有している特許権を買収して需要企業に提供している。

同事業の主管部署の移管は早くから予見されていた。特許庁が昨年下半年、特許手数料として受け取った超過収益230億ウォンを同事業に出捐することを決めたことで、産業部が同事業から離れる手順ではないかという見方が支配的だった。

当時の推測が現実化したことで、特許庁の動きも加速している。まだ産業部との業務調整が進んでいるところだが、実質的な事業運営の主体になり、新しい政策方向を模索している。

創意資本基盤造成事業は開始から3年を経過しているが、目に見える成果は出していない。2011年から今年上半期まで、政府予算約1,200億ウォンと民間資金2,450億ウォンなど、計3,653億ウォンが投じられたものの、収益は微々たるものだ。事業運用主体であるIDがこれまでの3年間得られた収益は25億ウォン余りに過ぎない。2011年の技術料はほとんどただに等しかった。2011年と2012年にはそれぞれ63億ウォンと79億ウォンの当期純損失を計上した。

特許庁は事業を移管する課程において、IDが特許買収のみに重きを置いた挙句、多様な収益創出策が見出せなかったと判断し、早期に「中長期発展計画」の樹立にとりかかった。焦点は、これまで議論の中心だった事業収益性を改善し、持続可能な事業を可能とすることに当てられている。ただし、公共性の濃い事業であるだけに、国内企業を保護する役割を果たしつつ、収益もともに創出するように折衷を図るという計画だ。

実際、IDは2011年に1,594件、2012年に2,100件、2013年に733件など、4,427件

にも上る IP を買収したが、収益創出は振るわなかった。特許庁は担当チームを立ち上げ、これまで ID が行った投資および IP 買収などの現況を綿密に調べ、外部受注も活用して今後の 4～5 カ年中長期発展計画を立てる予定だ。これは、同事業が来年に終了される予定だとはいえ、巨大資金が投入された事業であるだけに軟着陸に向けた持続的な管理が必要だとの立場が反映されたものである。

基本的にはすでに買収した豊富な IP を基にライセンスを活性化し、技術移転の取引仲介、IP コンサルティング、標準特許の開発など、様々な収益創出モデルを模索する方針だ。また、台湾、香港など海外政府で造成した IP 事例も積極的に検討し、事業の発展方を導き出すとの計画だ。事業の最終年である 2015 年度の政府予算としては、130 億ウォンを策定し、企画財政部に提出している。

特許庁産業財産振興課のグ・ヨンミン課長は「事業が成功裏に定着するために公共性と収益性の両方を踏まえた様々な中長期発展計画を年末まで立てる予定だ」と述べた。

< 創意資本資金造成の現況および今後の計画 >

(単位：億ウォン)

区分	2011	2012	2013	2014	2015	合計
政府	333	333	279	227.5	327.5	1,500
民間	497	1,057	850	677	149	3,500
合計	830	1,390	1,129	904.5	746.5	5,000

< IP 買収件数(2014 年 6 月末ベース) >

(単位：件)

区分	2011	2012	2013	2014 上半期	合計
	2011. 10～ 2012. 7	2012. 8～ 2013. 5	2013. 6～ 2014. 3	2014. 4～6	
買収件数	1,594	2,100	733	2	4,429

シン・ソンミ記者

2-5 畜産分野の国有特許、民間移転の活性化を推進

韓国特許庁(2014. 8. 25)

口蹄疫と高病原性鳥インフルエンザの発症などにより、防疫当局に赤信号が灯っているこの頃、畜産分野の動物疾病用ワクチンを生産する A 社は、国有特許*技術を導入して

商品化し、昨年 21 億ウォンの売上を上げた。国家の特許技術を安価な実施料で使用できるため、製品開発に投じられる研究開発費用を節約するのはもちろん、その節約分を新製品開発に向けた研究に集中投資することができた。

*国有特許とは、公務員が職務に関する発明を行い、韓国の名前で出願・登録した特許をいう。つまり、韓国が所有している特許技術のことで、使用を希望する者は誰でも通常実施権契約を通して事業化することができる。

特許庁は、8 月から農業分野に次いで畜産分野の国有特許についても同技術取引専門機関である農業技術実用化財団に処分・管理業務の委託を拡大した。今後、A 社のように国有特許の技術を導入して事業化する場合、農業技術実用化財団の技術説明会と専門家のアドバイスを活用して優秀な国有特許情報を事業化することで、国有特許の信頼性向上と技術移転の活性化が期待できる。

国有特許技術の分野は、高度の技術と先端装備を使って研究を重ねてきたあげく開発した「遺伝子に関する特許」や兵士の戦闘力向上のための「戦闘靴装着のスキー」など、一般行政分野から食品、農産・畜産、森林、環境、気象、海洋水産、科学捜査、軍事など、あらゆる分野において計 4,000 件余りの特許が登録されている。その中でも農業分野の特許が半分以上を占めており、同分野の技術開発と事業化が活発に行われている。

特に食品分野の「モチモチ硬くならないお餅」、美容分野の「蜂毒を活用した化粧品」、「みかん皮を活用したマスクパック」などは、日常の食べ物、日用品と国有特許技術が融合して事業化に成功した代表的なケースだ。

国有特許の使用を希望する中小企業が負担する初期段階にかかる費用を削減するために、2013 年 10 月から「先使用、後精算制度」を導入して、契約期間が満了した後、使用した分の実施料のみ支払うことにした。また、3 年以上実施したことのない国有特許権は、無料で使用することができる。

国有特許に関する情報は知識財産取引情報センター (www.ipmarket.or.kr) と特許庁 (www.patent.go.kr) で検索して使用することができる。

2-6 特許庁、国内における知的財産権翻訳事業の活性化に向けて動き出す

韓国特許庁(2014. 8. 25)

特許庁は、国内知識財産権(IP)翻訳業者を国内外に PR することで IP 翻訳産業の活性

化に貢献するため、9月から知的財産情報検索サービスである特許情報ネット・キプリス (KIPRIS、www.kipris.or.kr) に「国内 IP 翻訳業者情報」のコーナーを開設し、各業者のホームページを連携するサービスを提供する計画だ。

キプリスは、昨年4千万件を越える検索件数を記録したが、このうち約430万件が海外で利用した検索件数だということが分かった。2014年7月ベースで海外利用の検索件数は約370万件で、前年同期比68%増加した。これは、キプリスが国内・国外において、知的財産の情報を提供するプラットフォームとして活用されていることが分かる良い例である。

特許庁はこれまで韓国特許英文抄録 (KPA) の DB 構築事業の一部を民間業者に委譲するなど、国内翻訳産業の活性化に向けて努力してきたが、依然として国内 IP 翻訳業者は小規模の零細業者がほとんどで、人手不足や資金不足などの問題で頭を抱えている。

*韓国特許英文抄録 (Korean Patent Abstracts) の DB 構築事業：海外特許庁における特許審査の際、国内特許を先行技術資料として活用することができるように英文抄録を製作および普及する事業のことで、国内特許技術の保護および知財権紛争の予防に貢献できる。

特許庁が通訳翻訳大学院、民間の翻訳業者、知識財産権サービス協会の翻訳分科など、41の関連業者を対象にアンケート調査を実施した結果、国内の IP 翻訳事業の活性化において最も必要な要素の一つは、国内・国外への翻訳業者の情報発信、すなわち PR 機会の提供であることが明らかになった。

したがって、キプリスの国内・国外ユーザ数を踏まえると、今回キプリスの国文・英文ホームページを通じて提供される国内の IP 翻訳業者情報サービスは、国内・国外への PR 効果および IP 翻訳業者の収益創出にも大いに貢献できるとみられる。

また、国内・国外の出願人および IP 翻訳が必要な需要者は、キプリスを通じて国内 IP 翻訳業者情報を一目で把握することができるため、希望する IP 翻訳業者の検索が容易になると期待されている。

特許庁情報顧客支援局のチェ・ギュワン局長は「政府 3.0 働く政府を実現するために、IP 翻訳業者と特許庁が協力を重ねて、今後は需要者と供給者がキプリス上で直接翻訳を依頼・決裁・納品までの手続を行える IP 翻訳分野のネット取引の場として発展させていく計画だ」と述べた。

スマートフォンの業績不振を受けて営業利益が半分以上落ち込んだ電子業界が生活家電市場で解決策を模索している。国内電子業界でライバル関係を形成しているサムスン電子とLG電子は、「2015年、グローバル生活家電トップ達成」という目標を掲げた。

2008年以降、低迷していたグローバル景気も、最近次々と発表される経済指標が前向きな数値を見せていることで、先行きは明るいと見込まれている。このような景気回復を追い風に生活家電業界が成長できる土台が作られている。今後、韓国の生活家電企業が成長を遂げるには、プレミアム市場において優位を占めているグローバル生活家電企業のみならず、原価競争力および改善された品質を全面に打ち出している中国企業に対する戦略が求められる。

今日の生活家電市場は、地域と業種を問わず、主導権争いが白熱している。冷蔵庫分野はワールプールとサムスン電子(インド)、掃除機分野はダイソンとLG電子(米国)、炊飯器分野はクク電子とリホームクーチェン(韓国)、浄水器分野はコウェイと東洋マジック(韓国)などが知的財産権の侵害有無について訴訟を繰り返している。限られた市場でシェア争いを繰り返す過程において、主導権を握るために先行企業と後発企業間の訴訟が集中されているためだ。今後もこのような知的財産権紛争は持続的に増加すると見られている。

生活家電分野の知的財産権紛争は、主にメーカー間で起こる。そのため、生活家電分野における知的財産権はロイヤルティを得るためのツールより、製品の模倣を防ぐツールとして利用されるため、調整または取り下げなしで最終判決まで至る傾向がある。したがって、知的財産権争いで水をあけられると淘汰されてしまうのが実状だ。

生活と密接に係わっている生活家電製品は、消費国の自然環境や経済水準のみならず、生活文化、流行にも敏感だという特徴がある。したがって、グローバル市場に参入するためにはターゲット国の消費傾向を分析し、それに合う戦略的な製品開発と特許を用いた保護政策が必要だ。だが、生活家電分野は大型製品を除けば99.4%が中小企業であるため、政策作りに必要な資本と人手の不足により、グローバル市場への参入に限界があるのも事実だ。

特許庁は、産業分野別に競争力を向上させるため、様々な取り組みを続けている。昨年9月、特許庁は産業別の体系に合わせて審査組織を再編した。また、産業界の目線に

合わせた特許を付与するための基準の策定に向けて、産業現場とのコミュニケーションおよび協力を強化している。特に特許庁は、中小企業がターゲット市場に参入するための製品開発と特許戦略に取り組んでいる。

こうした取り組みの一環として、生活家電分野の専門情報紙である「生活家電、さらなる跳躍を」を創刊した。創刊号には3大大型家電であるエアコン・冷蔵庫・洗濯機を中心にグローバル市場の見通しや最新技術と特許出願の動向の分析、産業現場のルポなどの記事が盛り込まれている。

特許庁は今後、生活家電分野においてグローバル競争力を備えた製品が開発されるように、最新技術の動向のみならず、国別の市場環境および消費トレンドを研究する計画だ。研究の成果は、四半期ごとに情報紙を通じて産官学に提供される予定で、単なる成果の伝達に止まるのではなく、産業界のニーズを反映して産業界と協力して有意義な研究を進める計画だ。

特許審査1局のチョン・セチャン局長は、「産業現場との持続的なコミュニケーション強化を通じて、国内生活家電業界のターゲット国の市場に合わせた知的財産権の対応戦略を樹立し、グローバル市場を席卷する製品が発売されるよう最善を尽くしていきたい」と述べた。

※同情報紙は、産官学および関連団体に無料で配布されるほか、ネットを通じて誰もが閲覧できるように特許庁生活家電研究会のホームページでも提供している。

※情報紙の電子メール配信を希望する機関・団体は、「生活家電研究会」のホームページ(<http://www.kipo.go.kr/club/airtech>)、または電話(042-481-5465)までお申し込みください。

2-8 『EU 特許指南本』の冊子を発行

外交通商部(2014.8.28)

在ベルギー欧州連合(EU)大使館は、8月27日、創造経済の柱である知的財産権の保護制度に対する理解を深めるべく、『EU 特許指南本：EU 統合特許制度を中心に』を発行しました。

○在ベルギー欧州連合大使館のホームページ(<http://bel.mofa.go.kr>)にて電子書籍で閲覧可能

EU は、欧州経済共同体 (EEC) の発足 (1957) 以来、各分野において欧州の単一市場としての統合に取り組んできました。知的財産権の分野においても特許制度を統合する動きがあり、その結果、早ければ 2016 年頃から新しい EU 特許制度が施行され、EU 単一特許・EU 統合特許裁判所制度などが導入される見通しです。このような新 EU 統合特許制度は、言語の障壁やコスト、制度における複雑さによって EU への進出に難航していた韓国企業にも前向きな影響を与えると見られています。

同冊子は、EU 統合特許制度の歴史とその内容を詳細に説明しており、事例を通じて欧州特許庁と欧州共同体商標意匠庁の実務に関する情報を提供しています。

※目次: 第 1 章. 欧州特許庁の特許政策/第 2 章. EU 統合特許制度のプレビュー/第 3 章. 欧州共同体商標意匠庁の商標・意匠政策/第 4 章. EU の主な知財権政策/第 5 章. 欧州司法裁判所の知財権判決/付録. EU 統合特許制度に関する法律・条文

同冊子が EU に進出している、または進出予定の韓国企業と科学技術分野の関係者、弁理士・弁護士が EU の知的財産制度に対する理解を深めるにおいて、少しでも役に立つことを期待しています。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 サムスンも避けて通れなかった「ライセンス紛争」…中小企業は存亡の危機に デジタルタイムズ (2014. 8. 18)

先日、マイクロソフト (MS) とサムスン間の特許訴訟において、訴訟の争点だったライセンス契約に対する関心が高まっている。ライセンス契約の際、契約書の条項に少しでも不備があったら大型訴訟につながりかねないということを端的に表している事例だからだ。特にサムスンのような大企業に比べて交渉力と経験が足りない中堅・中小企業の注意が必要との指摘がある。

12 日、韓国電子情報通信産業振興会 (KEA) 特許支援センターの調査によると、国内の多くの中堅・中小企業がサムスンと MS 並みの複雑なライセンス紛争により手を焼いている。強い交渉力を備えているサムスン電子もライセンス紛争を避けて通れなかったほどだ。中堅・中小企業の不十分なライセンス契約は、企業の存亡を左右するとの分析まで出ている。

最近、内需向け製品のみ製造・供給している A 社に海外の特許権者から特許侵害の警告状が届いた。知的財産に関する知識と対応能力が足りなかった A 社は、紛争に対する負担により、全く使用していない海外特許まで含まれたライセンス契約を締結し、過度なロイヤルティを支払うことになった。

ライセンス契約の効力開始日が数年前に遡及されているにも、条項を細かく検討せずに署名して不利益を被るケースもある。

ライセンス契約による企業の情報漏れも問題だ。ライセンス契約を締結すれば、ロイヤルティ徴収を理由に定期監査を受けるが、この過程においてセンシティブな企業情報が漏洩したり、監査資料の不備を理由に過度なロイヤルティ支給を強いられたりするケースもある。さらに、ライセンス対象の特許がどのようなものかも知らずに契約を結ぶ企業もある。

特許支援センター側は、過度なペナルティーの規定によって海外の特許権者が韓国企業から徴収する金額だけでも毎年数千億ウォンに上ると推計している。海外特許のライセンス契約書が英語で作成されており、準拠法のほとんどが海外の法律であることも被害を拡散させる一因だとの分析だ。

KEA 特許支援センターのファン・ウンジョン弁護士は「このような被害を防ぐためには、予め契約内容を細かく確認し、不当・不利な条項はないか、変更可能性のある事情に備えてどのような条項を盛り込むべきかなどについて検討する必要がある。契約書の検討費用などが負担になる場合は、KEA 特許支援センターのような支援機関で提供する中堅・中小企業のライセンス契約における交渉戦略支援、紛争コンサルティングなどのサービスを利用することもできる」と述べた。

パク・ジョンウン記者

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 中国、韓国商標出願が急増

韓国特許庁(2014. 8. 21)

最近、中韓経済交流の規模が拡大するにつれ、韓国に対する中国企業の商標出願も大幅に増加していることが分かった。

韓国特許庁によると、2009 年は 977 件に過ぎなかった中国の商標出願は 2010 年に 1,238 件、2011 年に 1,665 件とうなぎ上り。昨年は 2,324 件が出願され、この 3～4 年間で 137.9%増の成長を遂げた。

この数値は、同期間の外国人全体による出願増加率である 42.4%を大きく上回るもので、中国企業が独自ブランドで競争力を備えて韓国市場に対する本格的な攻略を拡大していることが分かる。

主な商品別出願動向をみると、電子、通信機器、ソフトウェアなどの技術集約的な商品と衣類、かばんなどのファッション商品の増加が目立つ。

具体的には電子・通信機器などが 2,344 件(11.4%)で最も多く、衣類・ファッション商品が 2,170(10.6%)、機械および関連部品が 1,076 件(5.2%)の順だった。

主な出願企業としては、恐ろしいほどの勢いで世界中の電子商取引市場を席卷しているアリババ(Alibaba)と、最近韓国勢スマートフォン市場に参入してきたファーウェイ(Huawei)などがある。

中国は、ブランドと商標権育成の重要性を認識し、2008 年に「国家知識財産権戦略綱要」を取りまとめた。そこで、商標分野の推進戦略として今年 5 月に発効した商標法の改正を通じて、悪意のある先登録防止、有名商標の保護強化、懲罰的な損害賠償の導入など、商標に対する保護水準を大幅に強化しており、国際商標出願支援を通じてグローバルブランドの育成も進めている。

特許庁商標デザイン審査局のパク・ソンジュン局長は「これ以上中国を偽物大国とは呼べまい。中国がブランド育成の重要性を認識しているだけに、韓国の競合企業もグローバル競争力を備えた有名ブランドの育成に拍車をかける時期を迎えている」と述べた。

参考. 韓国に対する中国の商標出願動向

【総括】 中国の韓国商標出願の現況(1972～2014.6)

(単位：件、%)

出願ルート	全体 出願件数	登録件数 (登録率)	拒絶件数	その他	備考
マドリッド	7,173	4,615	1,746	812	

ルート		(64.3%)			
パリルート	7,934	4,985 (62.8%)	1,203	1,746	
合計	15,107	9,600 (63.5%)	2,949	2,558	

【年度別出願件数】

(単位：件、%)

出願 ルート	1972 ～ 1992	1993 ～ 2005	2006 ～ 2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014.6	合計
マドリ ッド	-	748	2,133	529	664	858	765	1,079	397	7,173
パリ	421	1,596	1,140	448	574	807	984	1,245	719	7,934
合計	421	2,344	3,273	977	1,238 (126.7)	1,665 (134.5)	1,749 (105.0)	2,324 (132.9)	1,116	15,107
外国人 全体	127, 618	166,821	59,141	16,853	18,275 (108.4)	21,786 (119.2)	21,952 (100.8)	24,004 (109.3)	10,772	467,222

※()は前年比の比率

【商品・サービス業類別の多出願順位】(1998～2014.6)

区分	順位	類別	主な商品およびサービス	出願 件数	構成 比 (%)	備考
商品	1	9	電気、電子、ソフトウェア、通信機械器具	2,344	11.4	
	2	25	衣類、靴などファッション用品	2,170	10.6	
	3	7	機械、モーター、エンジン	1,076	5.2	
	4	11	照明、過熱、冷却、調理、換気装置	840	4.1	
	5	18	かばん、革製品	826	4.0	
	6	3	化粧品、洗剤	805	3.9	

	7	12	輸送機械器具	771	3.8	
	8	30	コーヒー、茶、米、穀物加工品	691	3.4	
	9	1	科学製品、人造樹脂	611	3.0	
	10	5	薬剤、医療用品	592	2.9	
サービス	1	35	広告業、企業管理業、卸・小売業	761	3.7	
	2	43	飲食、宿泊業	446	2.2	
	3	42	デザイン、設計、研究、IT	365	1.8	
	4	41	教育業、芸能、スポーツおよび文化活動業	309	1.5	
	5	37	建設、造船、修理、設置業	264	1.3	
	6	36	保険、財務、金融、不動産業	257	1.3	
	7	39	物流、運送、旅行業	217	1.1	
	8	38	通信、放送業	167	0.8	
	9	44	医療、美容、衛生、農業、漁業、林業	125	0.6	
	10	40	材料処理業	90	0.4	

【主な出願企業の現況】

企業名	業種	出願件数	登録件数	登録率(%)	備考
アリババ(Alibaba)	情報通信	244	201	82.4	
テンセント (Tencent)	情報通信	68	37	54.4	
ダリアンワンダ (Dalian Wanda)	不動産、流通	67	28	41.8	
ファーウェイ (Huawei)	情報通信	22	11	50.0	

4-2 「特許+商標」を同時に審査するワンストップ・サービス

韓国特許庁(2014. 8. 28)

出願人の知的財産戦略によって種類の異なる知的財産権について、一括審査を受けた事例が初めて登場した。

特許庁によると、今回の一括審査の申し込み(8月6日付け)は、個人の出願人が「建築用一体型の断熱ブロック」を商品として発売する前に、同商品に関する特許と商標を同時に取得するためのものだという。

8月18日に開催された一括審査の説明会で、発明者は関連製品および出願技術、商標に関して説明した。また、審査官は正確な審査のために出願技術、商標に関する質疑応答を行い、適正な権利に関する意見を提示した。同発明については、9月に特許審査官と商標審査官が協議を経て、同じ日に全ての出願を審査する予定だ。

企業戦略に合わせた一括審査制度は、昨年12月、特許と実用新案を対象に導入し、今年4月からは商標、意匠まで拡大した。これは国民に双方向・オーダーメイド型の行政サービスを提供する政府3.0の流れに伴い、特許・商標・意匠の審査部署が協力してあらゆる知的財産権に関するオーダーメイド型・ワンストップ審査サービスを提供するというものだ。同制度を活用すれば、それぞれの知的財産権について個別に審査が行われていた従来とは違って、製品に関する数件の特許・商標・意匠の出願を出願人の希望時期に一括で審査結果を受けることができる。

これまでは、特許出願のみ7件の一括審査の申し込みがあり、それぞれの申し込みは最少2件から最大17件までの特許出願をひとまとめに申し込んだ。一括審査の出願対象は、薄型テレビ、スマートウォッチ用の曲がるバッテリー、スマートフォン用のタッチセンサーなどの融合・複合に関する最新製品がほとんどだ。

一括審査に加えて優先審査を申し込む場合、通常13.2カ月、19.1カ月かかる特許審査の着手および終了期間をそれぞれ2カ月、6カ月以内に短縮することができる。特に一括審査説明会では、発明者と審査官が先行技術や補正などに関する方向性などを議論する場を設けて、適正な権利範囲についてコンサルティングする「ポジティブ審査(支援する審査)」の優遇も受けられる。

一括審査の申し込みは「事業の実施または準備」、「海外輸出」の関連出願を対象とする。併せて、中小企業および創業支援に向けて「ベンチャー企業」、「技術革新型中小企業」、「1人創造企業」の出願も一括審査が可能で、特許庁が運営するオンライン特許出願サイト「特許口(www.patent.go.kr)で申し込みできる。

特許庁特許審査制度課のキム・ジス課長は「新製品の発売に合わせて様々な知財権を一回で確保できるという点で企業の関心が高まっており、今後申し込みの件数はさらに増えると思われる」と述べた。

その他一般

5-1 特許で予測する未来の軍事ロボット

韓国特許庁(2014. 8. 21)

最近公開された映画「アイアンマン」および「エッジオブトゥモロー」は、幻のロボットスーツを披露している。スーツの機能でスーパーマンのような超能力を発揮したり、スーツに搭載された武器でエイリアンと戦ったりする姿が見られる。

ロボットスーツを装着した兵士は、戦闘中の体力を保ちつつ、重い砲弾を容易に運搬することができる。また、敵の攻撃から身体を保護し、戦闘中に戦場に関する情報および命令をリアルタイムで送信・受信するほか、遠隔操作もできる。

そのため、多様な種類の武装を活用して幅広い戦闘に投入することができる上、多数戦力に代わって少数の精鋭部隊として活用できるというメリットもある。

韓国軍は、装備の現代化および戦闘力の向上に向けて多大な努力を注いできた結果、無人偵察機などの技術はすでに商用化している。最近ではロボットスーツに関する研究が進んでおり、関連特許出願も増加している。

特許庁によると、2009年5件に過ぎなかったロボットスーツに関する特許出願が2013年に18件、2014年7月現在17件で、この2年間で大幅に増加している。2005年から2010年までの出願がほとんどロボットスーツの作動原理および機能に関するものに対して、最近ではロボットスーツの性能向上に向けたセンサー、動力装置、エネルギー分野の出願が中心になっている。もはやロボットスーツの技術を実戦に適用するのが遠い先のことではない。

最近出願されたロボットスーツに関する特許の内容を具体的にみると、筋肉の電気信号から人体の力を測定する技術、人体の動きから力を増幅させる技術、ジャイロスコープを用いた姿勢制御技術、人工知能を活用した運動予測技術などが出願されている。また、ギアやワイヤーなどを利用する機械的な駆動装置に代わって、人工筋肉を利用する技術も出願されている。

特許庁ロボット自動化審査課のクォン・ヨンホ課長は「迅速で柔軟な作動性と長時間

使用可能なエネルギー源の問題が解決されれば、実際、軍で適用することもできる。また、障害者、高齢者向けの補助器具およびリスク作業用の作業装置として使用する可能性も大きい」と述べた。

5-2 旅行アプリに関する特許出願が増加

韓国特許庁(2014. 8. 22)

わずかこの数年で、スマートフォンは旅行に欠かせないものになった。単にブログや SNS などに旅行記を更新するためではなく、スマートフォンを利用して旅行先の地図、天気、交通案内など様々な国内外の旅行情報をリアルタイムで手に入れられるアプリケーションが次々と登場しているためだ。

韓国特許庁によると、旅行に関する特許出願は 2011 年に約 30 件に過ぎなかったが、2012 年 55 件に増加した。今年 7 月まで 42 件が出願され、年末まで 60 件以上が出願されると見込まれている。

2011 年以降は、旅行に関する出願全体のうちスマートフォン向けアプリに関する出願が 7 割以上を占めている。旅行が未知の世界を経験する活動であるだけに、旅行先の情報に対するニーズは大きい。そのため、スマートフォンで実現される旅行情報提供の機能を中心に数多くの特許出願が相次いでいる。

旅行に関するアプリの特許には、目的地を選択するとスケジュールや予想費用の提案、道案内までする旅行計画に関する出願、他の観光客ルートなどの旅行情報を収集してお勧めするマッチング技術出願などがある。

その中でも位置情報システムを利用して旅行先で写真を撮ると、当該地域の旅行情報がオーバーレイされる拡張現実の出願が注目されている。

実際、以上の特許に関する旅行アプリは活発にリリースされている。興味のある旅行先をクリックすれば、ルートとスケジュールを地図に表示し、ユーザ向けのガイドブックを作成してくれる。また、ネットが繋がらない所でもガイドブックや地図を確認することができるので Wifi ゾーンを探し回る手間を省ける上、ガイドにチップを手渡す必要もない。

ユーザそれぞれが作ったガイドブックを共有し、レビューと意見を基に旅行先がどこであっても最安値航空便やお勧めのホテル、おいしいレストラン、観光スポットなどを

提供してくれる情報共有型アプリは、一人旅を計画している人に最適だ。

特許庁の関係者は「近頃、旅行情報の信頼性と質的向上に対する観光客のニーズが高まっているだけに、ビッグデータおよび SNS で十分に検証された旅行情報を取りまとめ加工する技術に関する特許出願も増えてくる」と予想している。そして「一般的なアプリのようにすでに知られている情報を編集して新たな形で公開する程度では、特許性が認められない。スマートフォンの機能に斬新なアイデアを結合したときにこそ、特許としての価値を認められるはずだ」と説明した。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム